

議案第 81 号

訴えの提起について

次のとおり、土地所有権移転登記手続請求の訴えを提起したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 19 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 当事者

原告となるべき者 川 崎 市

被告となるべき者 * * * *

* * * *

2 請求の要旨

本市は、平成 23 年 7 月、東日本旅客鉄道株式会社と共同で実施する横須賀線武蔵小杉新駅設置事業の用地取得のために、中原区小杉町 3 丁目 26 番 17 市有地（以下「本件土地」という。）を同社に売り渡し、同社は、** **及び** **（以下「被告となるべき者ら」という。）と、本件土地と被告となるべき者らの所有する土地とを交換した。なお、本件土地には、被告となるべき者らが 3 年以内に共同住宅の建設に着手しなければ買戻しを行う特約を付した。

本市は、被告となるべき者らが 3 年を経過した後にも共同住宅の建設に着手しなかったことから、本件土地の買戻しを行うこととし、被告となるべき者らに、所有権移転登記手続に必要な書類の提出を求めたが、被告となるべ

き者らは、これに応じなかった。また、本市は、被告となるべき者らに対して本件土地の代金を提供したが、被告となるべき者らは、受領を拒否したため、本市は、当該代金を横浜地方法務局川崎支局へ供託した。

しかしながら、被告となるべき者らは、その後も所有権移転登記手続に必要な書類を提出しないため、本件土地の所有権移転登記手続請求の訴えを提起したい。

3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 本市は、平成23年7月12日、東日本旅客鉄道株式会社と、中原区小杉町3丁目26番17市有地（以下「本件土地」という。）について、3年以内に共同住宅の建設に着手しない場合等は買戻しを行う特約を付して売買契約を締結した。
- 2 東日本旅客鉄道株式会社は、平成23年7月21日、****及び***（以下「被告となるべき者ら」という。）と、本件土地と被告となるべき者らが所有する土地との交換契約を締結し、同社から被告となるべき者らに対して、本件土地の所有権の移転及び買戻しを行う特約の承継がされた。
- 3 本市は、平成26年7月22日、被告となるべき者らが共同住宅の建設に着手しないため、被告となるべき者らに対して、本市がその事実を確認した旨を通知した。
- 4 本市は、平成26年12月26日、本件土地の買戻しを行うこととし、被告となるべき者らに対して、所有権移転登記手続に必要な書類の提出を求めたが、被告となるべき者らは、これに応じなかった。
- 5 本市は、平成27年2月3日及び同月10日、被告となるべき者らに対して、本件土地の代金を提供したが、被告となるべき者らは、受領を拒否した。
- 6 本市は、平成27年2月10日、本件土地の代金を横浜地方法務局川崎支局へ供託した。
- 7 しかしながら、被告となるべき者らは、その後も所有権移転登記手続に必要な書類を提出しないため、本件土地の所有権移転登記手続請求の訴えを提起したい。